

柚子養老三情報

第38号

本紙は、平成24年3月5日船附地内にオープンした、高齢者介護施設「ケアサポート柚子養老」に関わる情報をお知らせいたします。 不定期発行となりますが、皆さんに愛読していただければ幸いです。

503-1382 養老郡養老町船附字大割田1421

電話:0584-36-0035 FAX:0584-36-0036 編集責任者:臼井(小竹) H24, 11, 12発行

「あなたに 会えて うれしい」 菊花展!!

ケアサポート柚子養老では、11月6・7日養老町中央公民館で開催された岐阜県菊華品評会に出展された 一部の菊を、当施設の玄関に展示していただいています。

そのうち、「岐阜県菊花連盟会長賞」を受賞された作品もあり、利用者さんや来館者の目を楽しませていただいています。利用者さんは、菊に会えるのが楽しくうれしいと言って、毎日菊を見にきておられます。

今月の施設テーマ「あなたに会えてうれしい」の如く、菊花も皆さんにお会いできてうれしそうです。 一度、ご鑑賞にお出かけください。

(電話0584-36-0035、ケアサポート柚子養老)

^{平成 24年11月 6日-7日} 岐阜県菊華品評会 出展作品





菊華が玄関に整列し、 お出迎えしています

岐阜県菊花会長賞受賞作品



素晴らしい菊花を楽しく 鑑賞される利用者さん

介護保険ものしり百科 31

今回は、「ケアマネジャー」について説明いたします。 居宅介護支援事業所でケアマネジメントができるの は、ケアマネジャー(介護支援専門員)です。

ケアマネジャーの資格を得るためには、次の4つの ポイントがあります。

- *第1ポイント 実務経験を有すること。
- ・次のいずれかの実務経験
- ①医療・保険・福祉関係資格者として5年以上かつ90 0日以上 (医師、看護師、社会福祉士、介護福祉士 等資格保持者)
- ②相談援助業務従事者として5年以上かつ900日以上

(障害者支援施設の生活支援員等)

- ③介護等の業務従事者として5年以上かつ900日以上
- (社会福祉主事、ホームヘルパー2級資格保持者) ④介護等の業務従事者として10年以上かつ1800日 以上

(資格無)

- *第2ポイント 実務研修受講資格試験に合格すること。
- ・毎年10月、県が行う筆記試験
- *第3ポイント 実務研修を修了すること。
- ・県が行う実務研修(44時間)受講修了
- *第4ポイント 資格の登録をすること。
- 県に資格登録を申請し登録(登録証交付)
- *ケアサポート柚子養老デイサービスは、「日曜日」も営業しています。
- *利用者増に伴い「介護」「看護」職員募集中!!(ご一報ください)